

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月26日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオン寒川ショッピングセンター 香川県さぬき市寒川町石田東甲1375外				
変更した事	<p>1. 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <p>ア 変更前 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地 代表者の氏名 代表取締役 藤本 昭</p> <p>イ 変更後 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男</p> <p>2. 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="360 1912 906 1962">変更前</th><th data-bbox="911 1912 1439 1962">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="360 1968 906 2074">マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭</td><td data-bbox="911 1968 1439 2074">マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番</td></tr></tbody></table>	変更前	変更後	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番
変更前	変更後				
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番				

項	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地	52号
	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 富子 香川県高松市丸亀町4番地の8	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次 香川県高松市丸亀町4番地の8
	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし
	新規出店	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也 香川県高松市多肥上町1210番地

変更年月日及び変更理由	1. は			
		氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
		マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
			平成25年5月22日	代表者変更のため
	2. は			
		氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
		マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
			平成25年5月22日	代表者変更のため
		株式会社宮脇書店	平成20年1月30日	代表者変更のため
		株式会社ビッグ・エス	平成22年6月30日	出店のため

## 2. 届出年月日

平成28年7月13日

## 3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成28年8月26日から平成28年12月26日まで

## 4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年12月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ